

# 田中正造の水の思想

小 松 裕

## 一 田中正造の治水論

田中正造の晩年の思想的特徴の一つに水思想があげられることは、由井正臣『田中正造』(岩波新書、一九八四年)などをはじめ、しばしば指摘されるところである。

正造が水に注目するようになったのは、いうまでもなく、足尾銅毒事件を契機としている。足尾銅毒問題とは、渡良瀬川の水汚染の問題であり、土地や作物、人体への被害も(洪)水が媒介していたからである。こうして、一九〇二年前より、「水ヲ清メヨ」という言葉が、頻繁に使われるようになる。

しかし、水の汚染への着目は、単にスローガンのな「水ヲ清メヨ」という表現を生み出しただけではない。たとえば、一九〇二年七月二九日の「足尾銅山鉱業停止請願書」には、渡良瀬川がもたらす全部で一〇項目の「天産公共ノ利益」があげられており、その「第二、水質ニ付」では、「古来ハ水質佳良ニシテ飲料及ビ染色織物等多大ノ公益ヲ享有セシモノ今悉ク害サレテ結局其用ヲ供スルヲ得ズ」と説明されている(『田中正造全集』第三卷五九頁、岩波書店。以下、同全集からの引用は③五九と略記する)。その他、漁業にしても農業にしても、渡良瀬川流域の住民たちは、川から多大の恩恵を受けてきた。正造のこの文章は、そういった川と人間との長い長い歴史を見すえて書かれている。すなわち、銅毒

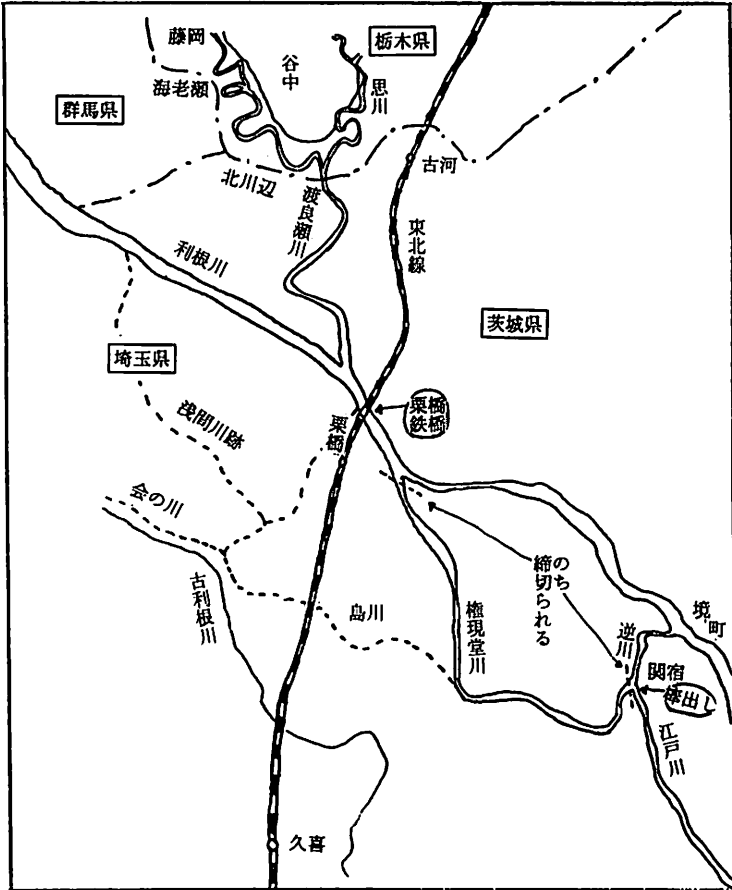


図1 当時の栗橋付近の利根川流路  
(大熊孝『利根川治水の変遷と水害』所収「図1-3」を参照して作成)

問題とは、こうした昔からの川と人間の関係そのものを断ち切ることもあった。

直訴後に、自然と人間との関係についての省察を深めていた正造の前に、遊水池問題が登場してきた。谷中村遊水池化案は、鉅毒問題を治水問題へとすりかえて、強引に最終的決着をつけてしまおうという性格のものであった。そのため、正造は、鉅毒問題の利根川改修工事へのすりかえを批判し、その根本的解決のためには元を断つこと、すなわち足尾銅山の操業停止しかないと主張しつつも、その一方で、治水策としてみた場合でも利根川改修計画が「正理」ではないことを論証するという、いわば両面作戦をとるようなかたちで、徐々に治水論にのめり込んでいった。

一九〇七年八月二五日、仮小屋の中の残留民を渡良瀬川の洪水が襲った。正造は、この洪水は、天然を「逆用」した「学芸進歩の結果」の「人造洪水」であり、「文明の大弊」であると評したが(⑩一三九)、その結果、あらたに渡良瀬川河身改修工事計画が持ち上がり、翌一九一〇年から実施されることになった。

工事の内容は、渡良瀬川上流部の旗川、才川などに逆流防止のための逆水門を設置すること、藤岡新水路を開削して下流部の河身をつけかえ、赤麻沼に直接渡良瀬川の水を流し、遊水池の周囲に堤防を築くこと、などであった。下流部の犠牲の上に上流部を救おうという性格も露骨なこの改修計画が発表されてから、渡良瀬川上流域と下流域との利害対立が顕著になり、住民は互いに反目しあうようになり、遊水池化反対運動はさらに困難になっていった。

正造は、この工事計画をも、ただ批判するだけではなく、自然と人間との関係の深い省察にもづく独自の治水論に裏づけられた「根本的治水策」を提示することで、その欺瞞性を明らかにしようとした。いわば、政府が投げってきたボールを受けとめ、治水論には治水論をもって対峙しようとしたのである。

それでは、この時期に様々に述べられた正造の治水論の特色のいくつかを、簡条書風にまとめてみよう。

- ① 正造は、激化する一方の水害を、自然災害ではなく「人造洪水」であるとみていた。
- ② 治水は、「西洋式」ではなく、「日本ノ地形風土ニヨレル治水」でなければならぬと考えていた(⑤二〇一)。「天然

ニ背き、明治政府ハ更ニ西洋式なりとて河川を造為す」（⑬三八）、と。

③「西洋式」の治水とは、利根川改修工事に代表される治水工事のことをいい、その根底をなす堤防万能主義を戒めていた。たとえば、一九〇八年八月九日付けの逸見斧吉宛書簡に、「日本河川の自然ニ背ける堤防ニ付てハ、又非常の罪惡と不経済の極度ニより尔後の革命を要せん。而も考案未だ熟せずといふども、竊ニ思ふ、日本全国中過半の堤防ハすべて皆有害なり、無益なり、とみとめました。」（⑰四〇四）と述べている。また、一九一〇年一月八日の日記でも、次のように指摘している。「むかしハ水害浅く、堤ミ低くして深く憂へとするに足らざればなり。後ち河川法又改めりて、築堤学進んで堤防高くなり、一朝の破堤、水害むかしニ数倍す。」（⑱五三四）。前者では「考案未だ熟せず」と断定を避けているが、後者からは、河川法の成立を画期に日本の築堤法の変化と水害の激化をみていることがわかる。

④そのうえで、正造は、伝統的な「水系一貫の思想」にもとづく低水法をよしとしていた。

「水系一貫の思想」とは、山から海まで、上流から下流まで有機的一體のものとして把握し、治水のみならず治山をも重視する思想である。正造は、「山林濫伐は国家の自殺なり」と述べるほど、水源涵養を重視していた（⑳三三六）。また、低水法とは、河川改修を行つて河身を直線化し、あわせて高い堤防で兩岸を囲み、水を一刻も早く海へ流してしまおうとする高水法に対し、川（水）の自然力を信頼して蛇行させながら水の力を弱め、ある程度以上の洪水は越流させることを前提に自然の遊水池機能を持った土地を住宅地などとして開発せずに残しておく、という方法であった。

⑤以上のような主張の根底には、「治水とは流水を治むると云ふにはあ（ら）ず、水理を治むるを云へる也」（㉑八七）というように、「水理」＝川の自然力、流量調整機能に対する信頼があった。

たとえば、一九一一年八月三〇日の日記に、次のようにある。「古への治水ハ地勢ニよる、……然るに今の治水ハ之に反し、恰も条木（定規）を以経の筋を引く如し。山ニも岡ニも頓着なく、地勢も天然も度外視して、真直ニ直角ニ造る。之れ造るなり、即ち治水を造るなり。／治水ハ造るものニあらず。……」（㉒四二九）、と。

今、正造の治水論の原則を、大要五つにまとめてみたが、こうした原則からする正造の「根本的治水策」とは、きわめて単純明快なものであった。すなわち、「水皿の増進に先きんぜんとする愚をやめて、水皿の減退を計ること之れなり。換言すれば水源の涵養と水流の停滞を助くるものを一掃すること之れなり」(④二五)。「水皿の増進に先きんぜんとする愚」とは、洪水時の高水皿を上回る高さの堤防を造らうとする姿勢のことで、結局は、増大する一方の水皿と堤防の高さとの「いたちごっこ」になってしまうことを指摘したものと考えられる。

具体的に、利根・渡良瀬の両河川の治水策として正造が指摘していたのは、次の三つである。第一に、関宿の江戸川流頭に設けられた流入皿制限のための「棒出し」を撤去すること。<sup>\*</sup>第二には、栗橋鉄橋の左右を切り上げ水の停滞を防ぐこと。<sup>\*</sup>第三には、水源地の山林を涵養すること。こうした三方針は、谷中入村直後から一貫したものであった。この三つさえ実施すれば、谷中村を潰して広大な遊水池を作る必要も、渡良瀬川の河身をつけかえる必要も、利根川改修工事に膨大な費用をかける必要もない、というのが正造の力説したところであった。

\* 江戸川流頭の「棒出し」は以前から設置されていたが、それまでは「棒出し」間の幅は二六〜三〇間あったといわれている。と

田中正造の水の思想(小松)

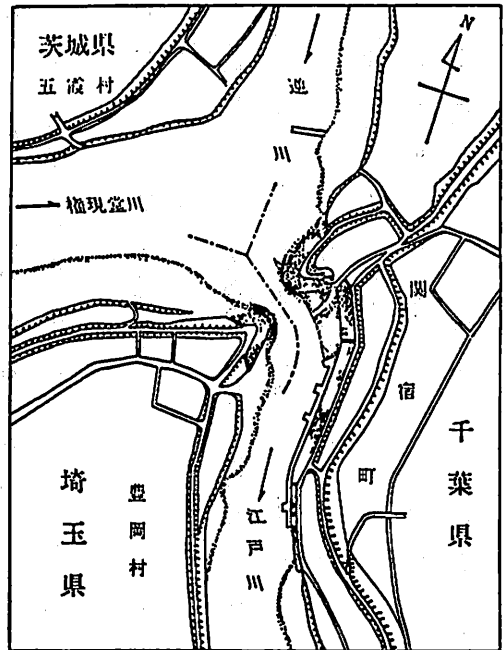


図2 江戸川流路の「棒出し」  
(小出博『利根川と荒川』中公新書, 183ページより引用)

## 田中正造の水の思想（小松）

ところが、一八九九年に、政府は、東京への砒毒水の流入を抑える目的で、幅九間強に狭めてそれを強化したという経緯がある。  
 ＊＊ 現に、東北線の栗橋鉄橋が利根川の水流を阻んでおり、それが洪水の原因になりかねないと危惧した地元住民が、行政側に何らかの対策を講じるよう要請していたことは、一八八六年七月二十五日の『郵便報知新聞』の記事に明らかである。

## 二 治水論の歴史的位相

それでは、次に、一でまとめた正造の治水論の歴史的位相づけをこころみてみたい。

子どものころ、私は、夏休みになれば、ほとんど毎日のように川に遊びに行き、泳いだり魚をとったりして過ごしたものである。一九六〇年代末頃までのことだ。

そうした記憶の有無にかかわらず、私たちの多くにとって、川は、心に思い浮かべるふるさとと風景そのものであろう。それは、「ふるさと」という唱歌を持ち出すまでもない。私たちが学んだ小学校や中学校の校歌には、必ずといっていいほどふるさとの山や川の名が織り込まれている。

しかし、近代日本の歴史をふりかえってみると、川の姿は、いくたびか大きな変貌をとげてきた。富山和子によれば、その最大の転換点は、一八九六（明治二九）年の河川法の制定に求められるという。くしくも、一でふれた正造の考えと一致しているが、富山は、この変化を、「治水の革命」と形容しているほどである。それは、〈洪水を「なだめる」方式〉から〈洪水を「押し込める」方式〉への変化、つまり低水工事から高水工事への変化であった（『水と緑と土』中公新書、一九七四年）。明治三〇年代は、日本全国で、大量輸送・交通手段の主役の座を、河川が鉄道に徐々に譲り渡していきつつあった時期でもある。そのことも、高水工事の採用に拍車をかけたであろうと思われる。

高水工事のメリットは、何よりも土地の高度利用と安定した収穫を可能にする点にあった。これは、寄生地主制の成立にともなう広範な地主層の強い要求でもあった。さらに富山は、政府の予算的措置がそれに輪をかけたと推測している。つまり、河川法が制定される以前の高水工事の費用は府県が負担しなければならなかったのに対し、河川法に認定された

河川の高水工事は、その全額もしくは大部分が国庫負担になったのである。

しかし、メリットは、同時にデメリットをもたらしたことも忘れてはならない。高い堤防に守られ、土地の高度利用「開発」が進行していくと、ちょっとした雨でも上流域の水が集まりすぎ、中下流域の氾濫が頻繁に起こるようになり、そのたび毎に計画高水量の見直しと改訂工事が必要になる。その代表がやはり利根川で、一八九六年、一九一〇年、一九二六年、一九四七年と、より規模の大きな水害が発生したのに応じて改修工事に改訂が加えられていき、財政的負担もさらに膨れあがっていったのである。

もう一つのデメリットは、正造も指摘しているように、洪水を前提にして徐々にあふれさせる方法をとっていた低水工事に比べ、洪水を堤防の中に「押し込めよう」とする高水工事が採用されるようになると、堤防が水の勢いを支えきれなくなったときには、それが一挙に破壊され、大変な惨事をもたらすことが多くなったことである。富山によれば、低水工事時代の一八七三年から八四年までの年平均被害額が四一五万九〇〇〇円であったのに対し、高水工事への移行期である一八八五年から九六年までは二八八六万一〇〇〇円、高水工事全盛となった一八九七年から一九一一年までの年平均被害額は、三四四〇万九〇〇〇円と試算されている。人的物的被害が、それ以前とは比較にならぬほど激増したのである\*。

\* それにもかかわらず、現在にいたるまで、なにゆえに高水工事が維持されてきたのか。研究者の多くの答えはこうである。数十年に一度の大洪水の被害より、土地の高度利用とそれにもなる生産活動の利益を重視したからだ、と。ここにも、近代を貫く効率万能主義、利益追求主義がみてとれよう。あわせて、洪水がそう頻繁に起こるものではなくなったために、被害の体験化と継承がなされにくくなったことも指摘されている。

正造が批判した一九〇〇年からはじまる利根川改修工事は、高水工事の代表的なものであった。高橋裕『国土の変貌と水害』（岩波新書、一九七一年）によれば、一九〇〇年から一九三〇年までの工事に従事した人は延べ四〇〇〇万人、堤防

田中正造の水の思想（小松）

の総延長一八六キロ、掘削・浚渫したり堤防に使用した土砂の量は、あわせて二億二〇〇〇万立方メートルで、パナマ運河工事の土砂量（一億八〇〇〇万立方メートル）よりも多かったとされている。これほどの改修工事を実行しても、結局、利根川の水を治めることはできなかったわけである。

先に、私は、正造の主張する具体的な「根本的解決策」として、関宿の「棒出し」の撤去以下三つの方針を指摘した。しかし、正造にしてみれば、実は、これらの方策も「止ヲ得ザル窮策」にすぎなかった（④一八六）。正造が「第一策」と考えていたのは、利根川を埼玉県葛和田の辺りより南下させ、隅田川に流下させることである。つまり、利根川を一五世紀以前の古来の姿に戻すことである。だが、「現在住民ノ移転苦痛ノ堪ヘ難キ」ことに思いをいたすと、「第一策」の実現は困難であり、「姑息ノ手段」ではあるが「第二策」を採用するしかない、と正造は主張する。この「第二策」が、江戸川を通して東京湾に流す方法であった。江戸川は、一八世紀末まで「利根川」と呼びならわされていた。このように正造の利根川治水に関する基本的考えは、自然の勾配差を利用した利根川南流論・江戸川主流論であった\*。

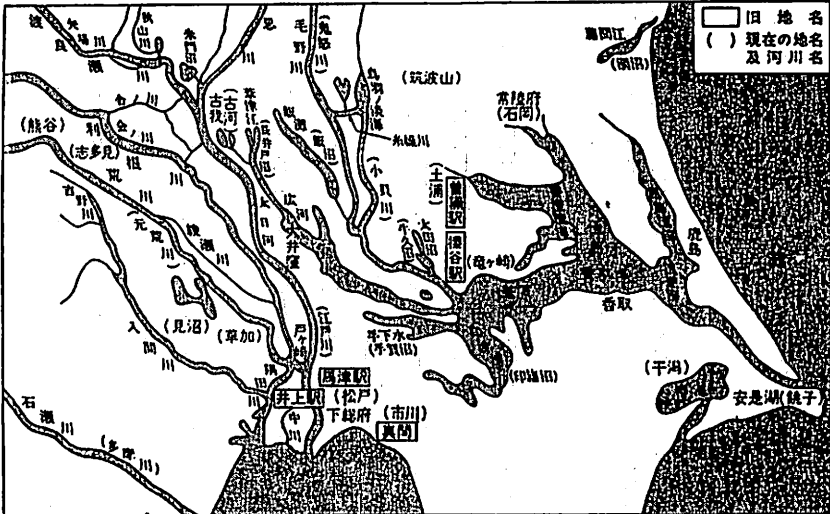


図3 1000年前の利根川（同前，22頁より引用）



\* 島田宗三の『田中正造翁余録』上巻(三一書房、一九七二年。以下、『余録』上、と略す)によれば、栗橋から銚子河口までは三八里で平均一里につき一尺強の勾配であるが、南流論でいう栗橋から行徳河口までは一八里強で平均一里につき二尺強であった。また、根岸門蔵も、後述する『利根川治水考』で、前者(三五里一九丁)は一里平均一尺一寸三分、後者(一六里)は一里平均二尺の勾配であると指摘している。このように、もともと自然の勾配差に従って東京湾に流れていた利根川を銚子方面に東流させたのは、主に徳川幕府の仕事で、いわゆる利根川東遷事業が完成したのは一六五四年のことであった。

しかしながら、今日の私たちは、正造の「根本的治水策」を実行していれば、本当に洪水をおさめることができたのだろうか、確認するすべを持たない。なぜなら、正造の治水策は、当然のことながら実行に移されなかったからである。残された方法は、当時において、正造のような利根川南流論・江戸川主流論を主張していた人が他にもいたのかどうかを検討し、正造の主張が決して孤立したものではなく、それなりに広い支持基盤を持っていたことを明らかにすることである。この点で、大熊孝『利根川治水の変遷と水害』(東京大学出版会、一九八一年)は、私が本稿をまとめるにあたって最もたくさんものを教えられた労作であるが、大熊が指摘するところによれば、利根川南流論・江戸川主流論は、明治以来、戦後にいたるまで一貫して存在していた。

明治初年に日本の河川の治水工事を計画担当したのは、いわゆる「お雇い外国人」のリンドウ、デレーケらオランダ人技師たちであった。その中の中心的存在であったリンドウは、「日本の治水の説 第一 江戸川」(一八七三年三月)で、勾配差に着目して江戸川主流を本とする主張を展開し、江戸川流頭に設置された「棒出し」を批判していた。また、一八〇八年に『利根川治水考』(のち、崙書房より影印版が一九七七年に刊行)をまとめた根岸門蔵は、一八〇六年二月に貴衆両院に提出した「江戸川浚渫工事ニ関スル請願」などで、はじめて江戸川主流論を主張したとされている。その根拠も、自然の勾配差に求められていた。

根岸の著作に遅れること二年、碩学吉田東伍が『利根治水論考』を発表した。この中で吉田は、利根川と渡良瀬川の分

## 田中正造の水の思想（小松）

離案を主張し、江戸川を拡大すれば遊水池の必要はなくなると指摘している。正造もこの著作を読み、「その所説を同じうするところから益々自信を得」たとは、『余録』上がふれるところである。

さらに、大熊は、戦後に唱えられた千葉市の医師武本為訓の古利根再興論や、元農商務省の君塚貢の江戸川主流論などにもふれ、自然の地勢にもとづく勾配差に着目した利根川南流論・江戸川主流論が、大規模な洪水の被害があるたび毎に繰り返し主張されてきたことを指摘している。しかるに、なぜ、こうした主張が顧みられなかったのか。大熊によれば、その最大の理由は、鉱毒問題ではなかったかという。鉱毒を含んだ水の江戸川流入を阻止するという大前提が、江戸川流頭の「棒出し」の強化を必然化し、その結果、利根川の逆流水を調節するための渡良瀬遊水池が必要になったのだ、と大熊は推測している。

このようにみてくると、正造の江戸川主流論は、当時において、決して孤立した主張ではなかったことがわかる。しかもそれは、勾配差という自然の地勢と、水は低きに流れるものという水の性質を尊重した、その意味では「理」にかなった主張であった。そして、こうした主張を根拠に唱えられた正造の治水策Ⅱ低水法は、中国古代の孟子など以来の伝統的な治水法であったばかりでなく、科学技術を使って人間が自然を征服できるものとみなし、その結果さらに大なる災害を誘発してきた「近代」の科学技術万能視への批判も含まれていた。いうなれば、自然に対する人間の謙虚さを要請していたのが低水法の思想であったと考えられるのである。

しかし、正造が、こうした観点からする政府の治水政策批判を繰り返していた時代は、まさに高水工事全盛の時代であった。その意味では、正造の主張は、いかにも「古くさい」内容のものであった。だが、今日的視座から振り返るならば、正造の治水論は、人間と河川との関係や、水と土と緑に依拠してきた「文明」観が根底から変わりつつあった時期に、「治水ハ造るものニあらず」として、そうした行き方の危うさに警鐘を打ち鳴らしたものと評価することができる。そのことを、象徴的に表現した文章がある。

今日といふとも道路<sup>（道路）</sup>、気車<sup>（汽車）</sup>の設備ハ治水と異なり皆直線を好んで山河高低亦殆んど眼中ニなく、或ハ山腹ヲウガチ高橋ヲ架シ座シテ千里ヲ走ルト雖、不自然<sup>（不自然）</sup>ヲ害スルニ至ツテ其害スルノ甚シキホド今ノ文明ノ利益トスル処多シ。但シ此利益ナルモノハ天然自然ヨリ受ケル利益ニアラズシテ誠ニ之レ人造ノ利益ナリ。利益ト云フモノ、文明ト云フトモ可<sup>（可）</sup>否詳カナラズ。天ノ与ヘザルモノニテ人ノ与ヘルモノハ害必ず其内ニアリ。而モ之レヲ文明ト云フヲ以テ之レハ知識ニ問フテ決スベシ。只水ハ気車道ノ如ク無利<sup>（無利）</sup>ニ山ヲキリ川ヲ移動シテ妄リニ直経直行ヲ好ムモノニアラザルハ断々乎トシテ明カナリ。川ト道トハ全ク同ジカラズ。約言セバ道ハ法律ノ制裁ニ従フト雖、水ハ法律ノ制裁ナシ。之ヲ制裁セバ却テ順ナラズ。水ハ誠ニ天地ノ如シ。天地ノ大ヘナルハ法律ノ制裁ナシ。即水ノ心ナリ。水ハ尚神ノ如し。自由ニ自在の自然力ヲ有シ又物ヲ害サズ偽ラズ、故障アレバ避ケテ通ルハ水ノ性ナリ。……（④五三四）

この文章は、近代文明の本質を鋭くついでている。ここで対比されている「道」と「川」とは、自然との関係で、それぞれ異なった「文明」のありようとして描かれている。つまり、「道」（道路・鉄道）の文明は、直線を好み、自然を害し、「川」の文明は、自然の地勢に従うことから必然的に曲線を好み、自然を害さない、というのである。「直線を好」み、「自然ヲ害スル」文明は、「利益ト云フモノ、文明」だ、と正造は喝破している。正造の治水論は、こうした利益至上の、あるいは効率至上の近代文明のありようそのものを告発する視点に立っていたのであった。

### 三 治水行脚

一九一〇年八月、関東地方を古今未曾有の大水害が襲った。やがて七〇歳にもなろうかという正造は、この大水害のあと、各枝川も含めた利根川水系全体の水位調査を思い立ち、ひたすら歩き、沿岸住民から洪水時の水位と被害の模様をひ

たすら聞く旅に出発する。それは、自らの「根本的治水策」の正しさを実証するためばかりではなく、自然の真理と、その中で生かされている人間とのあるべき関係を見極めようとする、求道的な「治水行脚」ともいうべき性格のものであった。

八月八日、正造は、甥である足利の原田定助の家にいた。安蘇、足利両郡の渡良瀬川沿岸を視察する予定であった。

翌九日は、朝から「篠突くような豪雨」だった。一日、予定を急遽変更して、鉄道で足利から間々田に出、翁屋に投宿し、思川沿岸の乙女、友沼の破堤状況を調査した。この頃、谷中は、利根川の逆流の影響で一面の洪水となり、残留民の仮小屋はどれも水に浸かってしまった。そして、わずかばかりの荷物も水に流されてしまった。

正造は、「二日に、「天災にあらず」と題した印刷物を各方面に発送。乙女から藤岡に渡った。一日、残留民のため野木村の野渡で米五俵割麦一俵を買い入れ、恵下野の島田榮藏宅で渡そうとしたが、波が高くて舟が出せなかった。一日、ようやく恵下野に渡ることができた。翌一六日には群馬県海老瀬に渡り、一七日、再び藤岡に戻った。

二一日、島田宗三ら谷中の青年五人と小舟で海老瀬方面に調査にかけた。二二日は、藤岡で、水害調査に来た栃木県参事会員一行に水害の状況を説明したあと、再び小舟で川辺村から古河まで調査に赴いた。二三日夕方には、東京に出、日暮里の逸見斧吉宅や木下尚江宅を水害見舞いで訪問した。このとき、蓑笠姿で出京した正造の姿を見咎めた警官に対し、正造は、「この国家大難難の時、靴をはき洋服を着、髪を光らせて歩く奴こそ真に異様の姿というものだ」と、逆に厳しく叱責したという（『余録』上、二七七頁）。

こうして、九月頃から、日記の内容が水害調査一色になる。九月四日には、谷中の青年らと古河発午前四時三六分の汽車で栗橋に出、ここで根岸門蔵を訪問したあと、徒歩と小舟で関宿に出た。「昼食後、附近の人びとに洪水の模様や堰堤の現状を訊ねたが、皆多くを語らない。その筋から口止めされているとの説であった。」（同前、二八〇頁）。関宿で、東京方面から来た「紳士風の一団」と出会ったが、正造は一顧だにしなかった。そして、再び舟で逆川を北進し、茨城県の境町

に出、古河に戻ったのは夜の一時という強行軍であった。

九月六日からは足利方面の調査に赴いた。風邪で一日休んだものの、九日には館林に出、一〇日に再び出京、行徳・浦安方面で江戸川下流域の被害の実態や、東京湾のアサリや海苔の損害などの聞き取り調査を行っている。

このように、正造は、ひたすら歩き、たくさんの人から聞き取りをし、その証言を集めていった。たとえば、十一月二七日には、梁田村と並木村で一七人から聞き取りをしているが、その内訳は、旧友、校長の妻、「土方」、水車業、名もわからぬ人まで、実に多様であった。その結果、「三十九年「より」二三寸高し、三十九年八床下ビシヤ／＼ナリシモ、本年床上ビシヤ／＼ナリ」という証言を得ている(⑩五四四)。こうして、正造は、「工事ハ村民却て学士なり」(⑩五四六)というように、沿岸住民の「経験」の積み重ねから紡ぎ出された「知」に対する確信をより深めていくのであった。

治水行脚の過程で、次のようなエピソードが残されている。二月四日の夜、宇都宮から北へ二駅目の宝積寺で降りて宿を探したが、四軒の宿屋いずれにも一杯であるという理由で断られた。宝積寺には、あと、福寿屋という宿屋しか残っていないかった。そこで、正造は、福寿屋を訪ね、丁寧に宿泊を申し込んだが、やはり断られた。

正造途方に暮れ、姓名を明かささんか、姓名をあかせバ宿をさせるハ勿論なれども、明かすも残念なりと、幾重ニも一夜の宿を乞ふ。主人曰く、一二丁帰りて某会社の隣り安やどあり、之れなら多分ゆるすべしと。正造又問ふ、其家ハ木銭かと云ふたる言葉をさとりて主人曰く、とめてやれ／＼。正造先ヅ座ニ上り、寒へから少しあたらせと火燵のそばニ行き、先ヅ一寸姓名を告げると主人大笑、且ツ驚きて奥座敷ニ入れる。俄ニ訪問者もあり。駐在も来り、周旋百事くまなく、予の旅行を助けたり。今朝来水害地の視察や気車ののり入、百事よく懇篤なり(⑩五六二)。

正造の人間性が良くあらわれたエピソードである。「元代議士田中正造」という肩書や名声は、とうの昔にふりすて、あ

## 田中正造の水の思想（小松）

くまで「ただの人」として生きようと決意していた正造であった。しかし、みずぼらしいなりに寒夜に一夜の宿を乞うたとき、正造の心はゆれ動いた。それが、正直に淡々と記されている。しかも、正造と知って手の平を返すように応対をかえた旅館の主人を見つめる正造のまなざしに、非難がましいものは感じ取れない。主人らへの皮肉というよりは、「ただの人」の生きにくさをホロ苦くかみしめているかのような一文ではなからうか。

このように、その行程の多くは人力車夫と巡査を「道づれ」にしての調査行を、各河川毎にまとめたものが、一九一〇年二月一九日から書きはじめられた「河川巡視日記」である。その「思川」の部分には、「此旅八人の知力の深浅や財産の高低に用でハない、専心ニ水の高低を見んとの旅行」であると述べられていた（⑫八四）。

そして、何百人もの聞き取りから判明したことは、一九〇七年以前の洪水と比べて、利根川の上流域と下流域とはむしろ水量が少なく、中流域のみ大洪水になったということであった。「要スルニ関東昨年ノ洪水ハ大洪水ニアラズ。鬼怒川以西ニ大洪水ナシ。利根川亦大洪水ニアラズ。右各河川ノ上流已ニ水低クシテ其最下流モ亦水ノ低キヲ見ヨ」（⑫九三）。

こうして、一九〇七年以来の大洪水は、「利根川流水妨害工事（が原因の——小松）人造ノ大災害タリ」（同前）という自説の正しさを、正造は足で確認したのであった。

それでは、以上のような治水行脚の特徴をまとめてみよう。まず、この調査は、「天然を見るにハ徒歩ニあらざれば趣味少なし」（⑫五八六）というように、ありふれた表現だが、七〇間近の老驥にむちうって、徒歩で、脚で確かめた点に特色があった。一九一〇年八月一日以降、翌年一月三日までに、いったいどれほどの距離を正造は「歩いた」ことだろうか。驚くべきことに、私が、日記に記載された旅程を手がかりに、地図と時刻表を使ってごく大雑把に合算しただけでも一八〇〇キロ以上になった。日記に書かれていない分を合わせれば、優に二〇〇〇キロを越えるのではなからうか（もちろん、鉄道や人力車を使用した分も含めてではあるが）。わずか半年で、実に本州を縦断したに等しい距離を「歩いた」とになる（青森から下関まで、鉄道の距離で一八三三五キロである）。

第二には、「本書ハ肉眼ノ見取りノ測定ニシテ、実測ニ照ラシテ多少ノ差アルベシ」(⑩九四)と述べているように、計器を使つての実測ではなくして、「見取り」、つまり眼で確かめる方法をとつたことである。正造も認めているように、科学的観測法よりは正確さで劣るかもしれないが、農民の伝統的観測法ともいふべき「見取り」法は、長年の観察と経験の蓄積とによつて、それなりの確度を保証しうる方法であつた。正造は、歩きに歩いてひたすら水を見つめつづけただけでなく、自分の経験に、いわば定点観測者ともいふべき沿岸住民の「見取り」と「経験知」を合わせ用いることで、前述したような結論を得たのである。

\* 玉城哲は、『水の思想』(論創社、一九七九年)に収められた「観察者の眼」の中で、正造の「水の思想」を例に、「冷静な観察者」としての側面に注目している。その「観察者の眼」とは、「土着の人のもつ鋭い観察眼であり、合理主義的思考」であつて、「観察と経験の蓄積から生み出される」「農民の合理主義と同質のものであつた」と位置づけている。

こうして得られた調査結果をもとに、正造は、一九一一年二月一二日から一八日まで古河町の宗願寺に宿泊し、毎晩午前二時、三時頃まで、島田宗三を助手として請願書や陳情書を書きつづけた。全部で五通作成したが、宗三によれば、この間の正造は、「火鉢の火も消えて寒さのため手の感覚もないようになってから寝につくといふ熱誠ぶり」であつたといふ(『余録』上、二九五頁)。

その一方で、人間に被害のすべての原因をなすりつけられてもただ黙々と流れつづける水がいとおしくてたまらなくなつたのであろう。水にかわつて汚名をはらさんとするかのように、水の「性」に関する発言が多くなつていく。「水ハ人ヲ害サズ」、「水には階級なし。実に平かなり」、「水は徒らはせぬ。皆人が悪い」、「水ノ心ハ平カナリ」、「水ハ尚道徳の如シ。水ハ平易なるなり」、「流水ハ小児の如し。小児ハ法律の制裁なし、利屈リクツの判談力ハナシなし」……。

それらの特徴は、「水は低きに流れるもの」といふような自然物質としての「性」以外に、水を擬人化・人格化して、道

## 田中正造の水の思想（小松）

徳や倫理に結びつけた表現がたくさん見られることである。いわく、正直、公平、無私、平等、温和（争いを好まない）、平易（わかりやすい）、等々。そして、それらを通じて、正造は、汚濁した人間社会を際立たせんと意図したのであろう。「古人モ云ヒリ、水ノ流レヨ見レバ人ノ行ク末ガ見ヘルト」（⑤三三三）。

こうした水をひたすら見つめ、水と対話しようとする姿勢が、正造の水の思想をより内実豊かなものにしていった。治水は「流水」を治めるのではなく、「水理」を治めることであるという確信を、正造はますます強くした。政府は正造を「谷中の一隅」に「厠せめ」にして損をした、「今の正造ハ治水上巳往の正造ニあらずして、治水を云ふものなり」（⑩五二九）という自負心も生み出された。こうした自信が、治水のことは、役人や学士に問うよりもまず「沿岸の老農故老に問」（④二六）へという農民の「経験知」の重視へ、さらにはまた「人ニ問ふよりハ水ニ問ふの便法なるにしかず。人よく人を欺けども流水毫も人を欺かず」（④五四〇）という発言に帰結していったのである。

最後に、正造の水の思想の結晶ともいべき文章に、二〇世紀末を生きる私たちも、謙虚に耳を傾けることにしよう。

又曰ク、治水ハ天の道ちなり。我々の得てよくする処にあらず。只謹ミ謹みて他を害さざらんとするのみ。流水の妨害をなさざらんと欲するのみ。苟くも流水を汚さざらんとするのみ。清浄ニ流さんとするのみ。村々国々郡々互ニ此心にて水ニ従ハシ、水ハ喜んで海ニ行くのみ。我々ハ只山を愛し、川を愛するのみ。況んや人類おや。之れ治水の大要なり。（⑩六七）